

和歌山県内企業の高度外国人材等受入れに関する連携協定締結企業

— 第 3 回募集要領 —

1. 目的

人口減少や高齢化の進行に伴い、和歌山県の産業を支える人材が不足している状況の中、県内産業を維持・発展させていくためには、日本人だけでなく、企業の将来を担う優秀な外国人材を呼び込むことも重要であることから、外国人材の紹介及び派遣を業とする企業と協定を締結し、県内企業と優秀な外国人材とのマッチングを支援することを目的とする。

2. 応募要件

次に掲げる全ての要件を満たしていること。

- (1) 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 30 条第 1 項に規定する有料職業紹介事業の許可又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 5 条第 1 項に規定する労働者派遣事業の許可を受け、労働力の需要と供給の円滑な調整を行っていること。
- (2) 日本国内に活動拠点があり、本協定の担当者が常駐していること。
- (3) 申請を行う日の前日から過去 1 年間、労働関係法令の違反がないこと。
- (4) 和歌山県暴力団排除条例（平成 23 年和歌山県条例第 23 号）第 2 条第 3 号の暴力団員等若しくは同条第 1 号の暴力団若しくは同条第 2 号の暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者若しくはその刑の執行を受けることがなくなるまでの者（法人にあっては、その役員を含む。）でないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立て又は民事再生（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 国税（消費税及び地方消費税）及び和歌山県税に滞納がないこと。
- (9) 高度外国人材等の受入れ及び定着に向けた先進的かつ独自の取組を行っていること。

3. 応募条件

8(1)の申請書類を提出する際は、次の条件を承諾するものとする。

- (1) 本協定の趣旨を十分に理解した上で、和歌山県及び WAKAYAMA 外国人材雇用サポートデスクと連携し、県内企業が求める外国人材のニーズに合致した人材の紹介を行うこと。
- (2) 県内企業の外国人材に関する状況について、和歌山県に情報提供すること。
- (3) 外国人材に和歌山県を選択してもらうため、和歌山県の働きやすさや暮らしやすさ、県内企業の魅力などを PR すること。
- (4) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 16 条の趣旨を踏まえ、利用

目的の範囲内において、当該企業及び当該人材の同意を得た情報を和歌山県に報告すること。

- (5) 個人情報の取扱いには十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (6) 本協定上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (7) 協定締結先企業は、県内企業が参考とするため、次の項目を和歌山県に情報提供することとし、和歌山県は、本内容を県内企業に広く周知できるものとする。

ア 企業概要及び特徴

イ 人材紹介及び派遣料金の目安

ウ 紹介及び派遣可能な人材例

エ 対応可能な国及び地域

オ 早期退職時の返金制度

カ 本協定の担当者の氏名及び連絡先

キ その他、県内企業の参考となる情報

4. 費用

人材紹介及び派遣に係る費用については、県内企業から協定締結先企業に直接支払うものとし、和歌山県は関与しないものとする。

5. 協定期間

協定締結日から令和9年3月31日までの間とする。ただし、有効期間満了の前月末日までに、和歌山県又は協定締結先企業から特段の意志表示がない場合は、本協定は、有効期間満了の翌日から起算してさらに1か年更新するものとし、その後も同様に扱う。

6. 協定の終了又は解除

次のいずれかに該当するときは、和歌山県は、協定を終了又は解除することができる。また、協定の終了又は解除に伴い、協定締結先企業が被った損失については、和歌山県は、損害賠償を行わないものとする。

- (1) 和歌山県又は協定締結先企業から書面による終了又は解除の申入れがあったとき
- (2) 2. 応募要件を満たさなくなったとき
- (3) 不正な行為があると和歌山県が認めたとき
- (4) 3. 応募条件に定める条件を満たすことが不可能となり、和歌山県が協定の終了又は解除の判断をしたとき

7. 遵守事項

協定締結先企業は、人材紹介等を行う際に、次の内容について遵守しなければならない。

- (1) 本協定の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- (2) 本協定は、和歌山県が県内企業と優秀な外国人材のマッチングを支援するために締結するものであり、和歌山県が協定締結先企業及びその第三者に対して、与信や身分を与えるものではない。
- (3) 本協定に関して、和歌山県に対して一切の費用や対価等を請求してはならない。また、第三者についても同様に、和歌山県に対して一切の費用や対価等を請求させてはならない。
- (4) 県内企業への人材紹介等の実施について、最善の方法によって合理的かつ実務的に誠意を持って実施しなければならない。
- (5) 本協定の目的を達成するために収集又は取得した個人情報について、個人情報の保護に関する法律のほか、和歌山県及び協定締結先企業がそれぞれ定める個人情報保護に関する条例や規則等に基づき、適切に取り扱うものとする。

8. 申請書類等

(1) 申請書類

次の書類（正本1部）を提出すること。

ア 応募申請書【様式第1号】

イ 申請者の概要書【様式第2号】

ウ 誓約書【様式第3号】

エ 有料職業紹介事業許可証又は労働者派遣事業許可証の写し

オ 履歴事項全部証明書の写し（発行後3か月以内のもの）

カ 3(7)の内容が分かる書類（パンフレット、企業説明資料等）

キ 高度外国人材等の受入れ及び定着に関する先進的かつ独自の取組の内容及び成果が確認できる書類（A4判5枚程度）

(2) 申請方法

10の提出先に持参又は郵送で提出すること。なお、郵送の場合は県に受領確認を電話にて行うこと。

(3) 申請期間

令和8年2月25日（水）午前9時から令和8年3月6日（金）午後5時必着

9. 審査

協定締結先企業については、和歌山県が申請内容を審査の上、決定し通知する。なお、審査は原則、提出された申請書類により行うものとするが、審査前にヒアリングを行う場合がある。

10. 申請書類の提出先（問合せ先）

和歌山県 商工労働部 商工労働政策局 労働政策課 （担当：就業支援班 岩崎）

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

TEL：073-441-2805 FAX：073-422-5004

参考

1. 用語の定義

本要領において、次に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 高度外国人材等

技術・人文知識・国際業務又は特定技能の在留資格を有する外国人材

(2) WAKAYAMA 外国人材雇用サポートデスク

外国人材の受入れに関する支援を行うために和歌山県が設置する相談窓口

2. 今後のスケジュール（予定）

令和8年2月25日（水）～令和8年3月6日（金）

令和8年3月中旬

令和8年3月下旬

令和8年4月～

申請期間

協定締結先候補企業の決定

協定内容等の調整

協定締結